

白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所
重 要 事 項 説 明 書

居宅介護支援重要事項説明書
<2024年4月1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0859-21-7552 (受付時間 8:30~17:30)
担当 市田みぎわ 永田初美 角美奈子 岡村宏幸 石津直子
* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所
所在地	鳥取県米子市二本木538-1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (鳥取県指定 3170200244号)
サービスを提供する地域 *	米子市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼介護支援専門員)		1名			1名
介護支援専門員		3名	1名		4名
事務職員		1名			1名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祭日	定休 (転送電話での対応となります)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1. 要介護認定通知が届いたら、居宅介護支援事業者介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。
2. 介護支援専門員(ケアマネージャー)が、利用者や家族の希望を聞きながら介護サービス計画を作成します。
3. 各居宅サービス事業者又は施設サービス事業者により、介護サービスが提供されます。
(※ 介護サービス計画は利用者自身が作成することもできますが、申請等手続きが必要です。)

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援の費用(介護報酬上の告示額)

区分	介護報酬告示額		
	□ 居宅介護支援費(Ⅰ)	□ 居宅介護支援費(Ⅱ)	□ 居宅介護支援費(Ⅲ)
要介護度1	1,086単位/月	544単位/月	326単位/月
要介護度2	1,086単位/月	544単位/月	326単位/月
要介護度3	1,411単位/月	704単位/月	422単位/月
要介護度4	1,411単位/月	704単位/月	422単位/月
要介護度5	1,411単位/月	704単位/月	422単位/月

(加算項目)

特定事業所加算Ⅰ	519単位/月	特定事業所加算Ⅱ	421単位/月
特定事業所加算Ⅲ	323単位/月	特定事業所加算A	114単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月	初回加算	300単位/月
特定事業所集中減算	所定単位数から200単位を減算		
退院・退所加算	(Ⅰ) 450単位/回 (Ⅰ) 600単位/回 (Ⅱ) 600単位/回 (Ⅱ) 750単位/回 (Ⅲ) 900単位/回		
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 250単位/月 (Ⅱ) 200単位/月		
通院時情報連携加算	50単位/月		
緊急時居宅カンファレンス加算	200単位/回		
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月		

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

加算項目については、利用者の状態に応じて加算を算定する場合があります。

- ＊ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費を頂く場合がございます。

(3) 解約料

お客さまのご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	¥2,000
保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出されればいつでも解約できます。

- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)要支援1.2と認定された場合
 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
 お客様やご家族などが事業所や事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。
- ②事業所の介護支援専門員は利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえた適切な介護サービスの選定の援助、調整を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者介護する者の負担の軽減を図るよう支援いたします。その際、複数の事業所の紹介を行い、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明いたします。
- ③事業の実施にあたっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉の各サービス機関との綿密な連携を図り、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ①利用者の相談を受ける場所 … 自宅・事業所の相談室
- ②利用者等に関する情報の把握 … 課題分析標準項目に沿ったアセスメントシートを使用し
 及び課題の分析について … 課題の整理・分析を行います。
- ③サービス担当会議の開催場所 … 自宅・事業所の相談室
- ④介護支援専門員の訪問頻度 … 最低1ヶ月に1回とし、状況の変化、連絡調整等の必要に応じ訪問します。
- ⑤実習生の同行 … 鳥取県介護支援専門員実務研修受講者に、実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識するため同行訪問などの協力をお願いする場合がございます。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	
介護支援専門員への研修の実施	○	定期的に研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	○	前記4の(3)参照
その他		

7. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業所は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

8.虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。

9.ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10.感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め、取り組みます。

11.業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

12.質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

- ① 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 前6ヵ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

13. 事故発生時の対応・賠償責任

当社のサービス提供にともなって、当社の責に帰すべき事由により、利用者やその家族の生命・身体及び財産に損害を及ぼした場合、ならびに当社介護支援専門員が不適切なサービス計画を作成した事により、利用者や家族に不利益をもたらした場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、関係機関と連携を取合い、再発防止に努めるものとします。また、当該事故において賠償すべき事態となった場合は、当社の責任において適切な賠償を行うものとします。

14. サービス内容に関する苦情

当社の提供した居宅介護支援及び当該介護サービス計画に基づく居宅サービスについての苦情を受けた場合は、速やかに事実関係を明確にし、関係機関と連携を取りながら適切な措置を講ずるものとします。また、結果をお客様、ご家族に適切な時期までに報告するものとします。

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 市田みぎわ

② その他

当社以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 米子市 担当課 長寿社会課 電話 0859-23-5155

鳥取県国民健康保険団体連合会 苦情担当窓口 電話 0857-20-3681

15. 当社の概要

名称・法人種別	白鳥ケアサービス株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役社長 大野木 昭夫
本社所在地・電話番号	鳥取県米子市二本木538-1 0859-36-8288
事業内容	1、介護保険法に基づく居宅サービス業務 2、介護機器及び介護福祉用具の販売ならびに貸与事業 3、介護サービス計画の作成業務 4、その他これに付随する業務
営業所数等	居宅介護支援事業所 1ヵ所 福祉用具貸与事業所 1ヵ所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所
所在地	鳥取県米子市二本木538-1
名称	管理者 市田みぎわ 印
説明者	所属 介護支援専門員
	氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者	住所
	氏名 印
(代理人)	住所
	氏名 印

同意書

私は、白鳥ケアサービス個人情報取扱指針を確認し、白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所が、私の介護サービス計画を作成するにあたりサービス担当者会議等において、他のサービス提供事業所に対して、私個人及び家族の情報を開示することに同意いたします。

年 月 日

本人署名

住所

氏名

印

(代理人署名)

住所

氏名

印

家族代表者

住所

氏名

印

【個人情報収集の目的】

お客様から収集させて頂いた個人情報は、医療上必要性がある、もしくは、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所等との連携を図るためのサービス担当者会議等において正当な理由がある場合や居宅サービス事業所等からお客様に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、お客様の口腔に関する問題、薬剤状況をその他のお客様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、お客様の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供する場合に使用致します。

【個人情報収集の種類】

弊社では、下記の項目を「個人情報」といいます。

- ・お名前 ・住所 ・電話番号 ・生年月日 ・性別 ・身体状況 ・家族構成 ・病歴
- ・上記以外に正当な理由にもとづき、必要と認められた情報 等

【個人情報の開示または提供】

お客様からいただいた個人情報は、下記の場合を除いて第三者に開示または提供することはありません。

- ・お客さまが同意されている場合
- ・居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する場合
- ・上記【個人情報収集の目的】にある利用目的のために、関係事業所と連携を図る場合
- ・法令の規定にもとづいて、司法・行政(警察機関等)またはこれに類する機関から情報の提出要請を受けた場合

【個人情報の管理方法】

お客様の個人情報は、適正な管理を行うとともに外部へ情報が流出しないよう厳重に管理します。

【変更について】

上記記載の「個人情報の取り扱いについて」にてご案内している内容は変更する場合があります。変更があった場合には直ちに文書にてお知らせ致します。また、お客様ご本人よりお客様自身の情報の開示・変更等のご希望がある場合は、下記【お問合せ先】までご連絡下さい。

【お問合せ先】

個人情報内容に関するお問合せ、ご不明な点については下記までご連絡下さい。

白鳥ケアサービス株式会社

白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所 管理者:市田みぎわ

所在地 鳥取県米子市二本木538-1

電 話 0859-21-7552

FAX 0859-21-7582